

# 月報

2014 年 9 月号

シンガポール日本商工会議所

MCI(P) NO. 085/03/2014

Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore

Website: <http://www.jcci.org.sg>





ジャパングリーンメディカルグループ  
シンガポール・ロンドン・上海・倉敷

# 毎日笑顔の 海外生活をサポート



海外生活をサポートする総合医療センター

# ジャパン グリーン クリニック

外来診察



予防接種



健康診断・医療検査



理学療法



肩痛・腰痛・足痛  
スポーツ障害・リハビリ等に

医療相談



生活習慣病・禁煙・アレルギー  
感染症・渡航医療・他

## ジャパングリーンクリニック

総合診療の  
オーチャード本院

### 診療科目

外来診察（小児科・内科・外科・耳鼻咽喉科・婦人科\*・他一般）、予防接種\*、乳幼児健診\*、医療検査\*、健康診断\*、理学療法\*（疼痛治療・リハビリ等）、各種医療相談（アレルギー\*・禁煙\*・他）

受付時間 月～金 9:00～12:00,  
14:00～17:30

土 9:00～12:00  
（日・祝 休診）

予約 一般診察は予約不要です。  
\*印は要予約。

所在地 290 Orchard Road  
#10-01 Paragon  
Singapore 238859

電話 6734-8871

ファックス 6733-1213

### Eメール

reception@japan-green.com.sg

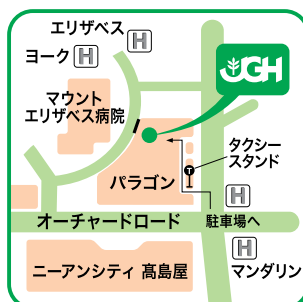
- ◆ MRTオーチャード駅より徒歩10分
- ◆ エレベーターは、1階Tower Lift Lobby1をご利用ください
- ◆ 主要各科医師が在籍し検査機器も揃えた総合クリニックです



パラゴン



健康診断ロビー



## ジャパングリーンクリニック シティ分院

オフィス街の  
身近なクリニック

### 診療科目

外来診察（内科・一般）、予防接種、理学療法（疼痛治療・リハビリ等）、健康診断、各種医療相談（アレルギー・禁煙・他）

受付時間 月～金 9:00～12:30,  
14:30～17:30  
（土・日・祝 休診）

予約 ご予約をお願い致します。

所在地 20 Cecil Street  
#07-08 Equity Plaza  
Singapore 049705

電話 6532-1788

ファックス 6532-7673

### Eメール

citybranch@japan-green.com.sg

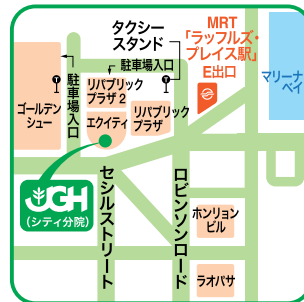
- ◆ MRTラッフルズプレイス駅E出口より徒歩1分
- ◆ お越しの際はIDカード（EP等）をご持参ください
- ◆ 待ち時間を最小限にする予約制を採用
- ◆ タクシーでお越しの方は行き先をリパブリックプラザと教えてください（エキイティプラザ前は乗降車できません）



エキイティプラザ



診察室



歯科はJGHデンタルクリニック(本院内) Tel: 6235 7747

www.japan-green.com.sg

# 月報

2014

Sep

## <特集>

- シンガポールのライブエンターテインメント事情 p02  
Dentsu Sports Asia Pte Ltd  
杉本 将
- PDPA ~媒体からの漏えい対策~ p06  
MAMORU Singapore Pte.Ltd  
林 壮之介
- シンガポール大学生から見た、日系企業 p12  
Sapporo City Hall, Tourism Division (under the JET Program)  
サキーナムハンマドカリード
- シンガポールにおける国際仲裁の活用と留意点 p15  
Rajah & Tann LLP  
大塚 周平

## <業界ぶらす1> 食品・飲料・飲食業

- 日本の食文化「焼肉」を世界に p19  
YAKINIQUEST PTE LTD  
石田 傑

## <8月 JCCIイベント写真>

- 8月 JCCIイベント写真 p21

## <シンガポール協会便り>

- 「日本シンガポール協会コーラス部」へのお誘い p22

## <事務局便り>

- 8月の行事報告、9月の予定 p23

月報題字: 麗扇会 青木 麗峰  
表紙写真: Hitachi Asia Ltd. 大友 一成  
写真タイトル: 公園

## シンガポールのライブエンターテインメント事情

DENTSU SPORTS ASIA PTE LTD  
SVP Head of TV & Entertainment

杉本 将

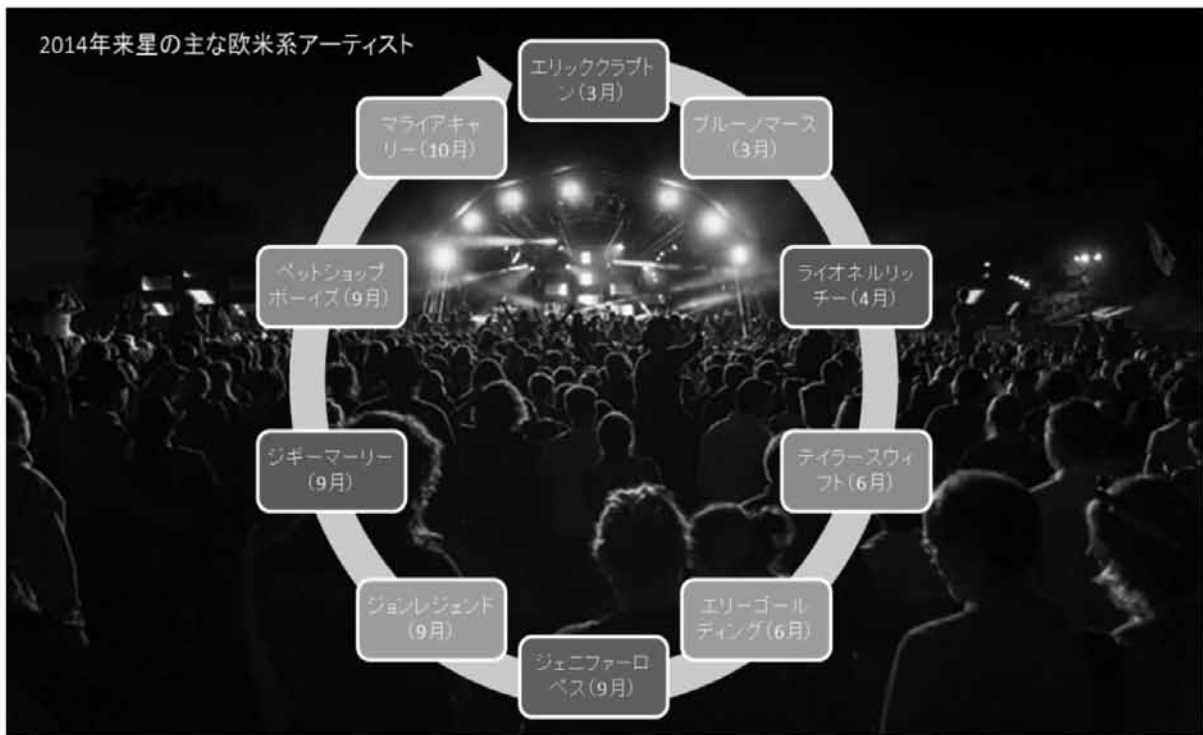


### 1. シンガポールの特徴

#### ぞくぞく来星する海外アーティストやミュージカル

シンガポールには毎年たくさんの海外アーティストがやってきます。今年でいうと3月のブルーノマース、7月のテイラーズウィフト、9月にはF1でジェニファーロペス、ジョンレジェンドがパフォーマンスし、10月にはマライアキャリーも来星します。欧米のトップアーティストが世界ツアーを行う際、香港、上海、日本とともにシンガポールも有力な開催候補です。ちなみに来年の3月には、ワンダイレクシオンも来星予定で楽しみですね。

コンサートだけでなくミュージカルもブロードウェイの人気作品が上演されています。マリーナベイサンズのマスターカードシアターで、ウィキッド(2012年)、オペラ座の怪人(2013年)。グリース(2014年)など評判の高い作品が上演されていてチケットセールスも好調でした。今年8月には、カヴァリアという馬と役者が美しいアクロバットの競演を見せるショーもベイフロント特設テントで上演されます。





画像提供：ベースエンターテインメント

海外アーティストが公演する際のビザに関心のある方も多いと思います。海外アーティストのビザ取得については、一般的にシンガポールの場合60日以内の公演であればワークパスなしでOKです。(詳細はMOMと確認することをお勧めします)

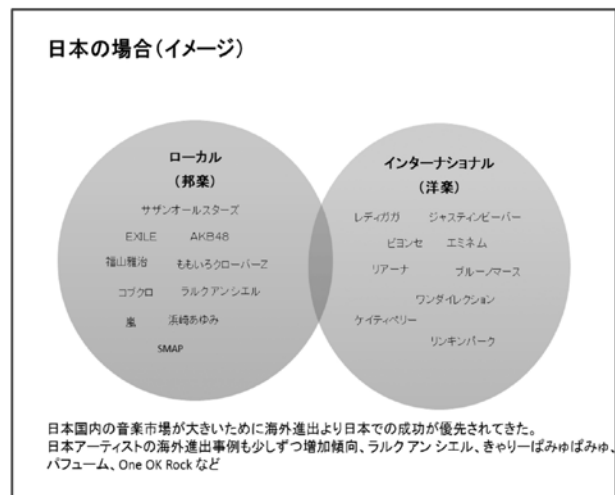
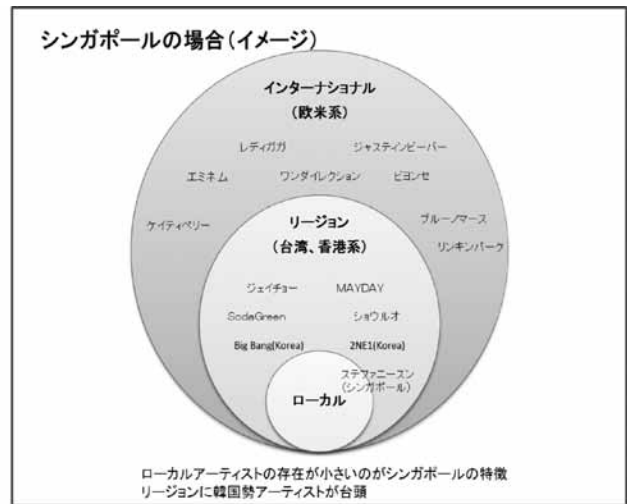
### 大人気のK-Pop

私はシンガポールに赴任して2年が立ちますが、韓国ドラマやKPOPはシンガポールでもかなり人気と言えます。日本では少しブームが去ったようなニュースを聞きますがアジアではまだまだ根強い人気を保っています。シンガポールでMRTに乗ると、女性がスマホで韓国ドラマを見入っている光景をよく見ますし、KPOPアーティストが来星するとチケットは瞬間に完売です。代表的な例としては昨年のビッグバンや今年7月の2NE1のコンサートなど、2012年にはSMタウンもザフロート@マリーナベイで開催されました。

### シンガポリアンはこう見ている(国際系、リージョン、ローカル)

シンガポリアンは、アーティストを3つの区分で見えています。ひとつは国際系アーティスト、多くは欧米系POPシンガー、レディガガ、ジャスティンビーバーなどが挙げられます。次のジャンルがリージョンアーティストです。このジャンルの多くは、台湾や香港のスターでジェイチャー、MAYDAYがその代表といったところでしょうか。このリージョンアーティストのカテゴリーにここ数年たくさん入ってきたのがK-POPのアーティストです。残念

ながらこのカテゴリーに日本のアーティストのプレゼンスがないのが現状です。そして最後はローカルアーティストです。シンガポールではこの部分の層が薄くビッグタレントがほぼ存在しないのが特徴です。シンガポールでは多くのタレントが唯一のTV放送局であるメディアコープに所属していることなどもそのひとつの原因ではないでしょうか。



国内の市場が大きな日本は、これまで日本という市場で成功することを目的にコンテンツビジネスが構築されてきていて、より早い段階から海外を見据えて戦略的に動いてきた韓国コンテンツに、残念ながらアジア市場では先をこされている状況といえるでしょう。

## 2. 最近話題の会場

### 主なライブ会場の紹介

シンガポールには様々なイベント会場があり皆さんもコンサートなどで足を運ぶ機会が多いと思います。コンサートだけでなく多目的なイベント会場としてよく利用されているのがインドアスタジアムで多くのインターナショナルアーティストはここでコンサートを開催しています。日本アーティストではラルク アン シエルが2012年にここでライブを行いました。そのほかではF1開催時に利用されることで有名なペダ、そしてガーデンズバイザベイのザメドウもあります。

劇場型の会場としてはドリアンの愛称で知られるエスプラネード、ブオナビスタにあるスターシアター、それと前述のマスターカードシアターなどが知られています。

### スポーツハブが2014年オープン

なんといっても今年の話はスポーツハブのオープンです。シンガポール建国50周年記念事業として巨大なスポーツ施設が今年完成。スポーツとエンターテインメントを目的とした多目的会場としてシンガポールナショナルスタジアムがスタートします。開閉可能なドームスタジアムで最大55000人収容可能。11月にはアジアの大スター、ジェイチャーのコンサートが開催されます。さらに2015年3月にはワンダイレクションの公演もここで予定されています。



写真提供：スポーツハブ

### 2015年、シンガポール建国50周年に向けて大型イベント多数

ご承知のとおり、来年2015年にシンガポールは建国50周年を迎えます。SG50の掛け声のもと、様々な催しが予定されています。今年完成したスポーツハブをメイン会場として東南アジア競技大会(SEA GAMES、シーゲームズ)が2015年6月に開催予定。シーゲームズというのは、2年に一度開催されるオリンピック、アジア大会の東南アジア版です。東南アジアでは最大のスポーツイベントであり、前回2013年は注目の新興国、ミャンマーで開催されて話題となりました。

## 3. 巻き返しを図るジャパン陣営

### 安倍政権の成長戦略の柱、クールジャパン

アジアでは、エンターテインメントジャンルで残念ながらコリアンパワーに押されているジャパン陣営ですが、クールジャパンの掛け声のもと少しずつではありますがプレゼンスを高めつつあります。クールジャパンという考え方は、日本の文化面(エンターテインメントのみならずファッション、デザイン、日本食など)の魅力を海外に積極的に伝えていくことによって海外需要を獲得したり観光ビジネスを喚起したりして日本経済の成長に寄与するというもので、安倍政権の成長戦略のひとつとなっています。ローカライズを支援するJ-LOPやクールジャパンファンドの創設など政府レベルの活動がスタートしています。

## 日本エンタメ企業のアジア進出

こうした国の動きとも連動し、多くの日本エンタメ企業がシンガポールにも進出してきました。音楽業界ではアミューズやエイベックスがシンガポールに法人を現地設立していますし、ソニーミュージックはZappというライブホール事業をアジアで展開すべく準備しています。日本を代表する声優で歌手の水樹奈々が9月に単独ライブをセントーサ島で開催。また、エイベックスは、a-nation(エイネーション)という音楽イベントを10月にマリーナベイサンズで開催し、そこに浜崎あゆみの出演が決定しています。



写真提供：エイベックス

## ジャパンサブカルチャーの祭典、アニメフェスティバルアジア(AFA) 12月開催

世界的に日本のアニメやコミックは人気が高いといわれています。フランスのジャパンエキスポや米国のアニメエキスポなど日本のポップカルチャーを紹介する大型イベントは、毎年10万人以上を集客動員しています。アジアでは2008年からアニメフェスティバルアジア(AFA)というイベントがスタートし年々集客数を増やして昨年11月開催時は8万5000人の動員となりました。このイベントは昨年に引き続きインドネシアのジャカルタでも8月に開催され、シンガポールでは12月開催(会場はサンテック)を予定しています。

今回はシンガポールのライブエンターテインメントの事情を簡単ではありますがご紹介させていただきました。シンガポールでは、欧米系アーティスト、台湾や香港で活躍しているアジアのアーティストなどたくさん楽しむことができますのでぜひライブエンターテインメントを楽しんでみてください。そしてジャパンエンターテインメントがもっともっとプレゼンスを高めて日本の魅力を多くの人たちに知ってもらえるよう微力ながら貢献したいと思っています。皆さんもぜひジャパンエンターテインメントを応援していきましょう。最後になりますが今回このような機会をいただけたことに感謝申し上げます。

### 執筆者氏名

杉本 将 (すぎもと しょう)

### 経 歴

1987年 上智大学卒業後、株式会社電通入社 ラジオテレビ局  
1997年 同 第5営業局 大手ビール飲料会社を担当  
2006年 同 衛星メディア局 メディア1部 部長  
2009年 同 ラジオテレビ&エンタメ局 ペイテレビ事業部 部長  
2012年 電通スポーツアジア 上席副社長 テレビ&エンタメ部門ヘッド(現在に至る)  
週末は映画鑑賞、スポーツジム たまにゴルフ

## PDPA ～媒体からの漏えい対策～

MAMORU Singapore Pte.Ltd

林 壮之介



### シンガポールPDPAのインパクト

すでにDNC(Do Not Call)Registryが2014年1月、PDPA(Personal Data Protection Act)の全面施行が7月より施行されました。

PDPAを遵守していく難易度は、日本のそれと比べて高いと言わざるを得ません。

転職活動がむしろ奨励され、価値観の異なる異文化の人間が集まりやすいシンガポールです。

日本の経験をもとに、PDPAを軽視するのは危険です。

いかに業務プロセスを見直し、技術的に情報管理レベルを高めたとしても、人的な漏えいリスクを特別に配慮すべき点が日本との違いと言えます。

日本の個人情報保護法の施行は2005年でしたが、今ほど普及していなかったソーシャルメディアひとつとってみても、計画的な内部告発から、何気ない一言まで、企業の実態を思わぬ方向から露わにするきっかけになりかねません。

そこで、PDPAが施行された今、今後起こりうる事象や、つまずきやすい落とし穴、有効な対策を、日本をベースに40年に渡り情報セキュリティサービスをご提供してきた立場からご紹介したいと思います。

### 今後起こりうる事象

2005年は日本に個人情報保護法が施行された年でありました。

この法律によって最もインパクトがあったのは、コンプライアンス対策による管理コストの増加でもなく、企業の賠償金額の大きさでもなく、消費者心理の変化であったと言えるのではないのでしょうか？

以下は、実際に日本で数千社の企業とお取引している経験から知り得た、施行後から現在までの大まかな流れです。

① 「個人情報保護法に違反していませんか?!」法律施行後、消費者の一部からこのような指摘を受けます。または、他社がそのような事態にあることを認識します。

② 対応が後手に回ると問題が大きくなりますから、企業はその対策を本格化させます。

③ 管理コストが増加するとともに、いち消費者である自社員も、個人情報に敏感になっていきます。

④ ある企業から、管理ミスによって漏えい事故を起こしたとニュースになります。

インターネット上に、ひぼう中傷、賠償金、裁判の言葉が出回るようになります。

⑤ 行政指導を受けた企業名が、政府により公表されます。

⑥ 事の影響力を認識した一部の社員が内部告発、一部の委託先の社員が販売目的で盗難、技術力を持った一部のプログラマーがシステ



ムをハッキング、ウィルスをばら撒く事件を起こします。

⑦外部からの攻撃に備えることに加えて、内部からの情報漏えい対策をするために管理コストがさらに増加します。

日本の場合、このように個人情報保護法施行後の消費者心理の変化が起点となって、企業活動に大きな影響を与えたわけです。

では、シンガポールの場合、今後どのような流れを踏むのでしょうか？

基本的に、シンガポールも上記と同じような流れを踏むと想定されます。

むしろ、冒頭で触れたように、2005年当時より圧倒的に進化したインターネット技術と、利用者のITリテラシーの高さ、転職回数の多さ、人種の多様性、情報保護への理解不足、何より、シンガポール政府の違反者に対する罰則の厳しさが、より企業に変化を求めることになるでしょう。

PDPAのコンプライアンスを普及させていく立場にあるPDPC(Personal Data Protection Commission)は、企業の情報管理の実態を監査する権限を有しています。

監査するきっかけは様々なようですが、PDPCに確認したところ、確かなのはクレームが引き金になるということでした。

被害者からのクレーム、社員の内部告発が監査対象企業を定め、抜き打ち監査に発展するわけですから、漏えいさせないルールを作るだけでなく、建前でない、実態の伴った運用を実現させないといけません。

事実、2014年1月に始まったDNC Registryを通じて、一日平均34件、6月時点の累積で約3,700件のクレームが政府に寄せられています。5月には人材教育の会社が摘発されました。

罰則金に至っては、最大\$37,000に達します。

これは日本の場合と比べて異例の速さの摘発、罰則金の適用となります。

### 漏えい事故の大半は「紙」から

では、自社を法律に準拠させ、顧客、日本の親会社、グループ企業、協力会社に迷惑をかけない、有効な対策とは何でしょうか？

これを考えるにあたっては、実際の漏えい事故の統計データが役に立ちます。

日本のプライバシーマークを推進するJIPDECによれば、平成24年度のプライバシーマーク取得済み13,611事業所のうち、620事業所、1447件の事故報告があったようです。

事故に至った内訳トップ3では、「紛失27.6%」「封入ミス17.6%」「メール誤送信17.5%」で、全体の約60%を占めます。

原因別事故報告件数と割合(平成23年度～24年度)

原因	報告件数	漏えい							盗難・紛失			合計	
		誤送信(※1)							盗難	紛失	その他(※2)		
		宛先間違(※3)	宛先ミス	封入ミス	FAX	メール	ウイルス感染	その他漏えい(※4)					
平成23年度	報告件数	177	44	173	129	285	7	132	13	32	383	59	1,434
	割合(%)	12.3	3.1	12.1	9.0	19.9	0.5	9.2	0.9	2.2	26.7	4.1	100.0
平成24年度	報告件数	188	3	254	108	253	2	133	17	30	379	80	1,447
	割合(%)	13.0	0.2	17.6	7.4	17.5	0.1	9.2	1.2	2.1	26.2	5.5	100.0

出展：一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)

盗難・紛失の媒体別内訳(平成23年度～24年度)

媒体	報告件数	携帯電話・スマートフォン	ノートPC、モバイル機器	USBメモリ、記憶装置	その他(※1)	その他の媒体(※2)	バッグ類(※2)	合計	
									盗難
平成23年度	盗難(45)	12	17	9	2	0	4	2	45
	紛失(383)	194	131	32	13	0	18	1	389
	計	206	148	41	15	0	22	3	435
	割合(%)	47.4	34.0	9.4	3.4	0	5.1	0.7	100.0
平成24年度	盗難(47)	25	11	2	1	0	1	8	48
	紛失(379)	199	139	23	11	1	8	8	389
	計	224	150	25	12	1	9	16	437
	割合(%)	51.3	34.3	5.7	2.7	0.2	2.1	3.7	100.0

出展：一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)

中でも注視すべきは、事故に至った媒体別の内訳で、全体の半数以上が紙であるという点です。

漏えい事故一件当たりの損害規模は、データによる漏えいが大きくなりますが、PDPCが監査に動く引き金がクレーム、内部告発等である以上、

漏えい件数の多い「紙媒体の漏えい対策」を真剣に考えねばなりません。

また、PDPCが摘発する対象は、漏えい事故を起こしたかどうかではなく、適切な対策を打っていたかどうかにあります。

膨大なデータをセキュアに管理する仕組みは多くありますが、紙をはじめとした媒体を管理する仕組みは、人のモラルに委ねることが多く、手薄になりがちです。

そもそも紙をはじめとする媒体からの漏えい対策は、「取得」「送付」「利用」「保管」「廃棄」の視点で対策を打つことになります。

具体的な施策はここでは割愛しますが、共通しているのは、「設けられたルールがきちんと履行されていること」であり、「履行されていることを証明する証拠を残すこと」です。

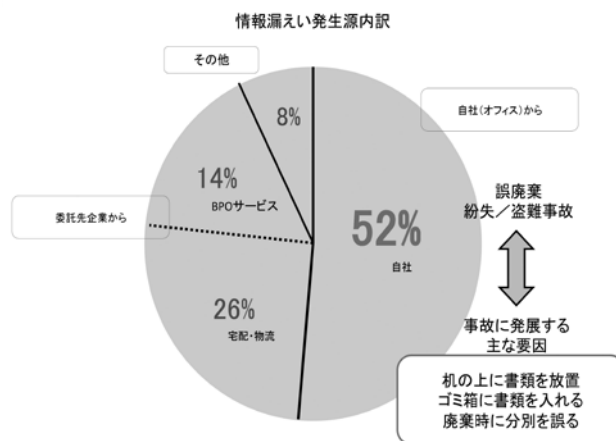
### 媒体からの漏えいを引き起こす意外な要因と有効な対策

突然ですが、以下の現象をオフィスで目にしたことはありませんか？

1. 机の上に書類やUSB(記録メディア等)が置かれたまま外出、退社している
2. ゴミ箱に書類を捨てている
3. 機密のある文書と、機密のない文書を分けて捨てている

実は、これらの現象が紛失、盗難、誤廃棄などの内部流出を引き起こす主な要因であることがこれまでの多くの情報漏えい事故から分かってきました。

これらのうち、1つでも当てはまれば内部流出リスクの高いオフィスということになります。



逆に、

1. クリアデスクが徹底され
2. オフィスにゴミ箱がなく (またはチェック機能が働いている)
3. 捨て方が一本化されている

以上3点を実現している企業は漏えい事故が起りにくい、というわけです。

#### 《クリアデスクを徹底する》

クリアデスクが徹底されているということは、取っておくべき書類が収納され、捨てるべき書類が捨てられている証です。

実施するうえで注意すべきは、クリアデスクになっただけでは、実際は引出しに詰め込んでいる場合です。

この対策として多用されているのが、フリーアドレス制度の導入です。

フリーアドレス制度とは、自分の固有の机がなく、入社時に好きな場所に座る仕組みのことです。

この制度の導入によって半強制的に書類を整理しなければならず、クリアデスクが容易に実現します。その際、各自の書棚を豊富に与えてしまうと書類を詰め込んでしまうことになるので、「各自

所有可能なファイルボックスは3つまで」、というように、収納可能な書棚を限定的にすることも併せて検討すべきでしょう。

また、クリアデスクを実現させる上で、阻害要因となりやすいのがシュレッダーです。一度にまとめて捨てられない、クリップなどを外さなければいけない、そうすると無意識のうちに、廃棄を後回しにしてしまう。特に、繁忙期や、収益に直結する部門に携わる人材は、「あとで」「終わってから」「まとめて」となりがちです。

クリアデスクの実現は、一時的では意味がありません。年間を通じて、部門の垣根を越えて実施させる必要があります。

#### 《ゴミ箱に書類を入れさせない》

ゴミ箱に本来入れてはいけない書類が捨ててある、こうした状況を、数多くのシンガポール企業で見してきました。

試しにお近くのゴミ箱をチェックしてみてください。該当の書類がなければ優秀。多少混入している程度なら普通。日本では考えにくい状況ですが、本当に起きているのです。

また、日本にはないビジネスモデル(?)に、「ガラグニ」があります。

ガラグニは、さまざまな有価物を売却する仲介業者の役割を果たしていますが、オフィスビルの管理会社が雇うクリーナーのみなさんとは密接な関係にあります。

廃棄されるゴミのうち、売却可能な媒体を物色し、市場に売却されるので、お手元にあるゴミ箱の中身は彼らの手に渡り、容易に情報を不正に売却、漏えいすることになります。

ゴミ箱に大切な書類が入っていないか、よくよく確認する必要があります。

#### 《捨て方を一本化する》

同様の理由から、リサイクル、管理コストの削減策として、大切な書類とそうでない書類を分別するルールを設けている会社も危険です。

これはシンガポールに限ったことではなく、日本でも多くの企業が分別ルールを適用しています。そこに漏えいリスクが潜んでいるのです。

大手企業であればあるほど、情報の管理レベルを分けるため、「厳秘」「社内秘」「社外秘」「その他」など、媒体ごとに機密性を定義します。

先のリサイクルボックスに入れる書類は、この場合「その他」に限定されるわけですが、実際に判別し、分別するのは社員です。

その際、判別がどれだけ正確に行われているかをチェックしている企業は少ないのではないのでしょうか？こちらを試しにリサイクルボックスを覗かれてみてください。

判別が微妙な書類が入っていませんか？

これらの判別を、既存社員はもとより、新入社員、部署異動の人間にも教育せねばなりません。

このように、上記3つの要因をクリアにしなければ、故意でなくても情報が内部から流出してしまうリスクが身近にあり、容易に起きてしまうのです。

3つの要因、「机の上に書類を放置」「ゴミ箱に書類を投入」「分別させている」。

これらをなくしていくことは、シンガポールで事業していく上で欠かせないリスク対策です。

以下、3つの要因をクリアにするために、抑えるべき4点をまとめました。

### ① 複雑でないシンプルなルール設計

複雑化すると実効性を損う恐れがあります。やはりシンプルで新人がすぐに理解できるルールが望ましいでしょう。少なくともルールをまとめることを目的化させないよう注意が必要です。

### ② 従業員にルールを徹底させるための定期的なセキュリティ教育

実効性を担保するのに教育は欠かせません。一方、売り上げに直結しない教育は後回しにしがちです。計画的、かつ定期的に行わないと形骸化する恐れがあります。その際、対象は既存社員、中途・新入社員、異動社員、出向社員など、オフィスに行き来するすべての内部人材です。教育を実行した際には、実行した証拠を残しましょう。

### ③ 持続的に実行可能な環境整備

①で設計したルールに、「A書類の利用後は、Bのキャビネットに収納すること」とした場合、利用者の席とBのキャビネットが物理的に離れていると、後回しにされるかもしれません。この場合、導線整理のためにレイアウトを変更するなど、実行容易性をどう確保するかがポイントです。

### ④ ルール通りに実行されていることを証明する

外部、内部監査が有効です。外部監査は、業界団体やISO27001などの情報セキュリティ規格の取得、更新時に実施されます。

内部で行う場合には、内部監査委員を社内でも組織し、定期的に①のルールをもとに各部門の実態をチェックします。事前に監査対策されるのを嫌う場合には抜き打ち監査を検討します。

3つの要因を解消し、媒体からの漏えいを防ぐためには、いずれも欠かせない要件です。

しかし、リスク対策は本質的に面倒であること。

収益に結びつきにくいことを従業員は知っていません。

営利企業において予算達成が優先されるのは当然ですし、だからこそ、続きません。

そのことを先駆けて個人情報保護法を経験している日系企業は知っています。

予算達成に集中させつつ、コンプライアンスへの活動を最大化させる、この矛盾を解決できないか？

そんな思いで、日本での40年以上に渡る経験をベースにMAMORU Singaporeという会社をシンガポールに立ち上げました。

機密情報の「廃棄」に特化して、内部流出リスクを下げるサービスをご提供しています。

今回ご紹介した

漏えいを引き起こす3つの要因

「机の上に書類を放置」

「ゴミ箱に書類を投入」

「分別させている」

対策4つのポイント

「複雑でないシンプルなルール設計」

「従業員にルールを徹底させるための定期的なセキュリティ教育」

「持続的に実行可能な環境整備」

「ルール通りに実行されていることを証明する」

これらを実行されるうえで、お困りのことがありましたらお気軽にご相談ください。

ここまでシンガポールのPDPAに焦点を当ててきましたが、

シンガポールが先進国レベルの個人情報管理施策をいよいよ導入、実行したことで、

他のASEAN諸国への波及は秒読みと考えるべきでしょう。

特にASEAN各国で事業展開されている企業は情報セキュリティへの投資を積み上げていくことになります。

“日系企業は、情報管理レベルが総じて高い”

そうした企業イメージを作り上げていくお手伝いできれば、これほど喜ばしいことはありません。

**執筆者氏名**

林 壮之介（はやし そうのすけ）

**経 歴**

1979年東京都生まれ。2007年、株式会社日本パール代表取締役社長に就任

同年、株式会社セキュリティクリニック代表取締役社長に就任  
2013年、シンガポールにてMAMORU Singapore Pte.Ltdを設立。

## シンガポール大学生から見た、日系企業

Sapporo City Hall, Tourism Division (under the JET Program)

サキーナ・ムハンマドカリード



シンガポールに進出する日系企業の数が増加する一方、日本における外国人の人材採用も増加している。日本経済産業省の調査によると、大手企業(社員5000人以上)では2012年までの5年間に調査に回答した企業の33%が、海外大学卒の外国人を採用した。また、日系企業主催の就活フェアがシンガポールにて開催される動きも最近目立っている。(私自身もいくつかに参加していた。)もちろん、シンガポール人を採用する日系企業は数年前からあったが、日系企業のみキャリアフェアは、私が入学した時には考えられなかったため、シンガポールもしくは東南アジアの人材がますます求められていることがわかる。しかし、なぜこういった傾向になったのだろうか。

去年、日本で就職活動をしていた時に、よく耳にしたことは、日本がグローバル人材を求めているということだった。グローバル人材の定義は人によって異なる場合もあるだろう。一般の人は「語学力」と「高学歴」と考えるだろうが、ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・ジャパンは、グローバル人材に必要な能力は「異文化を理解する能力」、さらに「異文化間におけるコミュニケーションを通じて影響力を及ぼす能力」と述べている。

2014年度に、大学の格付けとして著名な「QS World University Rankings®」によって、シンガポール国立大学(NUS)がアジア一位になった。同じランキングで南洋理工大学(NTU)も史上初の同7位を獲得した。従って、シンガポール大学生がまさに優秀なグローバル人材であると思われる理由がこれで理解できるのではないだろうか。

シンガポール人の魅力はさらにある。まず、幼い頃からのバイリンガル生活はシンガポールの学

生たちを2ヶ国語話者へと育て上げる。公用語が英語である上、多くのシンガポール人が中国語に長けているため、ビジネスの世界でもっとも通用する二つの言語を話せることはとても魅力的である。多文化社会の中で育ったシンガポール人が、異文化に対する理解力とコミュニケーション能力を兼ね備えているのは当然のことだ。益々グローバル化を目指している日系企業にとって、とても大事なスキルだと考えられる。

さらに、シンガポール人はシンガポールの天然資源の無さを痛感し、他国に頼ることを知っているからこそ、グローバル市場を高く意識しているのだ。ある就職活動に関する調査によると、海外で働くことに対して興味が全くない人は35%だけだ。一方で、日本人の学生の半分以上は海外で働くことを希望していない。ゆえに海外に拠点をもち、もしくは将来そのつもりである日系企業にとって、外国人の人材を採用する価値がより高まるのである。

では、企業ニーズはあるが、大学生はどう思っているのだろうか。

日本の文化はシンガポールで知られている。食文化をはじめ、アニメや漫画または音楽までもシンガポールで楽しまれている。大学生の頃に日本への興味が深くなった人も多いだろう。例をあげると、シンガポール国立大学の日本研究会(Japanese Studies Society)に登録しているメンバーは600人も超えているのだ。このサークルは日本の文化を紹介するように幅広くイベントや交流会などを実施する。南洋理工大学にも日本愛好会(Japanese Appreciation Club)という同じようなサークルがある。

日本語が必修科目でないにも関わらず、日本語の授業の人気はシンガポールの大学生のあいだでも非常に高い。ユネスコのサイトで検索すると、日本へ留学したシンガポール人は200人以上だが、英語圏ではないシンガポールからの留学先のなかでは、実に日本が2番目だ。

また、卒業してから外資系で働きたいシンガポール人大学生も少なくない。自分の同年代の友人たちに聞いてみたところ、ほとんどが外資系で働きたいとっている。その理由は、インターナショナルな環境で働いてみたいから、という声が多かった。

でも、不思議と日系企業は就職先として人気がないのである。2013年の調査で、5400人の大学生対象で、シンガポールで就職人気企業の100社の中に日系企業は一社もない。日系企業は人材確保に大きな課題があるが、これはなぜなのだろうか。

ほとんどのシンガポール人大学生は仕事の環境をとてとても大事にする。しかし、日系企業の仕事場の環境は比較的悪いと思われる。日系企業で働いていると、「他の企業より労働時間が長くなる、上司に自分の意見を言えない」、などが日系企業に入りたくない理由として挙げられる。実際に働いた先輩たちからこういった意見を聞くことによって、日系企業は最初からネガティブなイメージをもたれてしまう。また、日系企業は他の多国籍企業に比べると労働環境が厳しいので、他に選択の余地があれば、日系企業でないところに入りがちであろう。例えば、欧米諸国が福祉国家というイメージから、欧米に本社を構える企業は、福利厚生もより良いと思われる。いわゆる、ワークライフバランス。日系企業に勤務経験のある先輩や友人の話を見ると、日系企業を勧められない場合が多いのである。

Trandenceの調査によると、半分近くのシンガポール人学生は将来のキャリアに不安を抱えている。最近の優秀な大卒は、自分の成長を考えて就職先を選ぶ。ゆえに、学生たちは就職先自体が見つからないというより、思い描くキャリアのゴールと結びつく仕事が見つからない場合が多い。こ

こに、日系企業に入りたくない理由がもう一つ浮かび上がってくる。シンガポールにある日系企業で働いている先輩たちに話を聞いてみると、上司のほとんどが日本人であることがわかった。すなわち、ローカルの人がマネージャのポジションに上がる可能性は少ないと考えられる。それが自分たちのキャリアにとって大きい壁に見えるのだ。その一方で、欧米の外資系企業で働く場合、本社がある国に行くだけじゃなく、他の様々なところに行ける可能性が高いと思われる。ただ、私が日本で就職活動をして思ったのは、これから日本企業がグローバル化しようとするれば、そういうチャンスは日系企業であっても与えられるだろうということだ。こういった日系企業に対する先入観は変えることができる。

日系企業で働いてみたい人たちに理由を聞くと、多くの共通点があった。日本語を生かしたいとのことだった。裏返して言えば、日本の文化などにあまり興味を深く持っていない学生は、日系企業で社会人として成長できるということを全く考えもしないのだろう。

そして、シンガポール人の学生は、自分が大学で専攻したことに近い就職先を望むのだ。例えば、経済学の学生なら銀行、心理学の学生ならクリニックで働くことを考える。逆に社会学の学生が製造会社で働くことはまず考えない。それはシンガポールという社会において、専門性を強く意識させられるからだ。大学に入学すると、自分の専攻や専門をよく聞かれる上、その専門を将来に生かすことを説かされる。ゆえに、文学部に進学したら先生にしかねないだろうという考えや、金融業界で働いてみたいという理由で、とりあえず経済学を専門にする学生も多い。ただし、これは社会規範のせいであり、このように強く考えるのは、1、2年生の時ぐらいであろう。

最後に、7割の大学生がもっとも魅力的と思う会社は、インターンシップを実施してる会社だ。シンガポールでのインターンは日本と違って、まず長期間実施される。ほとんどは夏休み中(5月中旬～7月末まで)に行われ、最低でも一ヶ月は働き、わずかだがお金をいただく。そのインターンの経

験を基に、会社の職場環境は少なからず印象に残るものだ。しかし重要なのは、インターンのお陰で、自分のやりたい仕事またはやりたくない仕事を理解できる点だ。特に、商学部生にはインターンが必須課目ではなくても、結局みんながやるので競争率が激しい。もしやる気になれば、4年間の大学生活の夏休みを使って、4つもの会社と仕事を体験することもできるのだ。日系企業はシンガポール人をインターンとして先に採用したら、日系企業への低い評価を変えられるだろう。

上記に日系企業がシンガポール大学生を採用しづらい課題をいくつか述べたが、全部に共通点があると思われる。それは日系企業に対しての情報である。

大学生が就職活動をする時期は日本とはかなり異なり、12月で卒業の場合もあるが、ほとんどは5月に卒業する。しかしながら、就職活動を本気でやろうとするのは一番早くて卒業する2ヶ月前だ。ほとんどは学校のキャリアセンターから情報を得て、募集中の会社だけに履歴書を出す。よって、日系企業は大学のキャリアセンターに協力してもらおうのがお勧めである。

続いて、シンガポール社会において、日系企業に対する一般的な評価認識を広めることが大事である。シンガポール人は日系企業の一般的な評価を知らない。例えば、大手商社のスケールは日本で日本人学生に理解されているが、シンガポール人の学生はそこまでは知らない。工学系に関連する企業はある程度工学部生の中で知られているが、それ以外の日系企業の状況はわからないと考えられる。

もちろん、進路選択における会社のステータスの重要性は相対的に低いが、情報発信によって、日系企業への固定観念を変えられると思われる。特に、先輩や周りの知り合いからの良い口コミは最も重要ではないだろうか。

そして、最も大事な情報は日系企業の将来の役割なのだ。その企業の10年間のプランについての情報が得られるなら、そして、私たち学生がいかにもその企業にとって重要であるかを理解できれば、このようにいろいろと知った上でより良い選

択ができるだろう。

「優秀な人材がほしい、グローバル化を考えている」という状況で、シンガポールの大卒生がますます貴重な人材になるかもしれない。上記のような事を参考にいただきながら、雇用と採用活動を実施していただければ良いと思う。一人のシンガポール大卒生として、日本の将来に期待する。

#### 執筆者氏名

サキーナ・ムハンマドカリード

#### 経歴

1990年 シンガポール生まれ

2012年 一年間早稲田大学国際教養学部へ留学

2014年 シンガポール国立大学文と社会科学部卒業

2014年 JETプログラム、国際交流員(CIR)

日本へ行く前、SMILE Wave96.3fmで一ヶ月一回出演。



## シンガポールにおける国際仲裁の活用と留意点

Rajah & Tann LLP

大塚 周平



### はじめに

「企業間の争いが国際仲裁に申し立てられた」「シンガポール、アジアの紛争解決センターに」——最近、国際仲裁という言葉が報道等で多く見かけるようになってきました。また、とくに「シンガポールでの国際仲裁」について報道され、「ああ、シンガポール政府(そして、シンガポールで活動する弁護士)はこの分野にも力を入れているのだな」と感じられた方もいらっしゃるのではないかと思います。

ですが、仲裁(とくにここでは国際的な商事紛争についての国際商事仲裁: International Commercial Arbitration)とはそもそも何なのか、なじみのない方もいらっしゃると思います。この記事では、国際仲裁とは何か、この記事をお読みになる、シンガポール、そしてアジアに進出された日系企業の皆様にとってどのような利点があるのか、解説します。

### 1 国際仲裁とは何か

仲裁とは、当事者間の法的な紛争を解決するための手段の一つです。法的な紛争を解決する手段としては、まず思い浮かぶのが訴訟ですが、仲裁もまた訴訟と並ぶ解決手段です。仲裁と訴訟の大きな違いは、訴訟は、国家が選んだ裁判官が、国家の定めた手続に基づいて紛争を解決するものですが、仲裁では、当事者が選んだ仲裁人が、当事者の合意した手続に基づいて紛争を解決します。

紛争を解決するには、訴訟によれば十分ではないか、なぜ仲裁が必要なのか、という疑問も生じるかもしれません。たしかに、日本国内だけの

争いなど、裁判制度が整った国内の当事者同士の争いについては訴訟で解決すれば十分かもしれません。しかし、ビジネスのグローバル化が進む中、企業間の争いも日本国内の当事者同士だけのものには限られません。そのような場合、日本国内の裁判所に訴え、仮に勝訴しても、その判決は相手の国からすると原則関知しないことですから、当然には強制執行してもらえず、解決にならないこともあります。それでは、相手方の国で裁判を起こせばよいのでは、という疑問もあろうかと思いますが、相手方の国で裁判を起こすとなると、国によっては裁判制度が十分に整備されておらず、時には汚職によって裁判官が信頼できなかったり、手続もわからず膨大な時間がかかったり、裁判で使用される言語も理解できなかったり、と様々な高いハードルがあります。

このような場合に、仲裁制度を利用した場合、当事者が選んだ仲裁人による判断を求め、かつ、当事者が決めた手続を進めることができ、紛争解決の先行きに透明性を確保できます。また、最大の利点は、ニューヨーク条約という仲裁に関する条約に加盟している国では、外国における仲裁判断を強制執行することが認められているので、仲裁の結果を執行できることです(現在149カ国と多くの国が加盟しています)。このような利点から、特に国際取引における紛争解決手段として、国際仲裁が重要視されるようになり、日系企業にとっても国際仲裁の理解・活用が重要になってきているのです。

表1は、訴訟と仲裁の主な違いをまとめたものです。

表1 訴訟と仲裁の主な違い

	訴訟	仲裁
国外の強制執行	当然にはできない	ニューヨーク条約により比較的容易
上訴	あり	なし（一審制）
公開	原則公開	原則非公開
判断者	裁判官	当事者選定の仲裁人
手続	現地手続法	当事者合意による
言語	選定不可（現地語）	当事者合意による

このように、仲裁は、判断者も手続も言語も当事者の合意で決定し進めるという点で、柔軟性の高い制度であることがわかります。

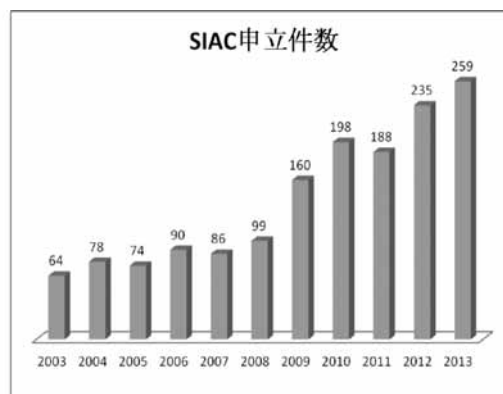
## 2 シンガポールと国際仲裁

こうした仲裁の特徴・利点からすると、シンガポールが国際仲裁に積極的な理由も推測できるかと思えます。シンガポールは、アジアのハブを標榜し、積極的な投資誘致政策を進めています。投資を誘致するならば、投資・国際取引に伴う紛争についても解決する機能・インフラも必要となってきます。そこで、シンガポールは、紛争解決についてもアジアのハブとなることを目指した政策を進めています。その一端が、シンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Centre ‘SIAC’)の設置です。SIACは、シンガポールにおける仲裁の大部分を処理するとともに、利用者にとっての使いやすい国際仲裁手続を目指し、年々SIAC規則の改正を重ねるとともに、シンガポール国外への積極的なPR活動に努めています。

SIACはアニュアルレポートの公表など詳細な情報公開を行っています。表2は、2013年アニュアルレポートから抜粋した、SIACにおける新申立件数を示す資料ですが、2003年には64件であった件数が、2013年には259件と、実に4倍以上に増加しています。SIACのアニュアルレポートによると、このうち86%が国際案件に関する紛争で、また、48%はシンガポールと何ら関係のない紛争、つまり、シンガポールと無関係なシンガポール国外での紛争を解決するために、SIACが利用されているのです。この数値は、国際紛争におけ

る仲裁の利用、また、シンガポールでの仲裁に対する信頼が増していることを示しています。

表2 SIAC申立件数



国籍別当事者の件数でいうと、2013年の新件の上位10カ国はインド系企業(当事者)が85件、中国系が41件、インドネシア系が36件、香港系が27件、米国系が25件、マレーシア系が20件、韓国系が19件、英国系が18件、タイ系が16件、オーストラリア系が11件、という順序になっています。ちなみに、2013年にSIACで日系企業が当事者となった申立件数は9件でした。

また、紛争の種類でいうと、新件のうち41.3%が商事取引関連の紛争、22.4%がコーポレート・JV関連の紛争、21.6%が海事関連の紛争、9.7%が建設・エンジニアリング関連の紛争でした。

## 3 国際仲裁のデメリット

反面、国際仲裁のデメリットとして最近よく言われるようになっているのが、国際仲裁にかかる費用の高額化です。給与制の職業裁判官ではなく、かつ紛争の対象となる分野の一流専門家が仲裁人として選ばれるということであるため、仲裁人に対する報酬は自ずから高額となります。また、当事者の合意によって柔軟に手続を決められる、ということは、すなわち当事者のイニシアチブが大きいものとなるため、当事者に代わって腕を振るう代理人弁護士費用も相応に高額になる可能性があります。執行まで考えると仲裁の他に方法がな

い、ということで、当事者の足元を見る、というわけではありませんが、こうした費用の高額化は、効率的効果的な紛争解決手段という本来の仲裁の趣旨にそぐわないことから、最近問題とされることが多くなっています。

こうした批判に対し、シンガポールでは、紛争の額によって、6ヶ月以内の簡易手続で仲裁を行う方法を定めています。また、国際仲裁の効率化の観点から、2014年6月には、ICC (International Chamber of Commerce 国際商工会議所) は、費用・効率化のためのガイドラインを発表しています。このガイドラインでは、友好的な解決の検討や、仲裁をどのように運営していくか協議の留意点、仲裁における段階ごとの費用やリスクの留意点について解説しています。

こうした簡易手続やガイドラインを参考にすることも重要ですが、また、信頼できる代理人弁護士を選任し、仲裁についての計画、リスクの検討を早期に行い、その後も代理人の言うままになることなく、密な連携をとりながら効率的に進めることも重要でしょう。

また、先に解説したように、ニューヨーク条約加盟国であれば、加盟国内での仲裁判断が承認・執行されることになっています。ただし、各国の裁判所は、「公序良俗」といった一定の違反事由があれば、承認・執行を拒むこともできます。国によって「公序良俗」の解釈が異なることもあり、事案の内容にもよりますが、国によっては、裁判所が介入し、仲裁判断の承認・執行が妨げられるおそれもなくはありません。そうしますと、外国においても執行できる、という仲裁のメリットが妨げられてしまうのですが、他方、ほかに方法があるわけでもなく、また、国際仲裁の活用が国際的に広まるにつれて、そのような恣意的な拒否は国際的に批判にさらされるようになっていて、という状況にはありません。

## 4 国際仲裁手続の注意点

シンガポールにおいて、国際仲裁手続を行う上での注意点を見てみましょう。ここでは、とくに覚えておきたい仲裁合意、仲裁人の選定、証拠開示・証拠調べ、また簡易手続・緊急手続について概略を解説します。

### (1) 仲裁合意・仲裁条項

国際仲裁を行うためには、当事者間で紛争を仲裁で解決するという合意があることが必要です。一般には、契約書の中で仲裁条項として、紛争が生じた際には仲裁を通じて解決する、という条項を盛り込みます。仲裁合意について、特定の様式があるわけではありませんが、書面化されなくてはなりません。また、仲裁を通じて解決するかどうかは重要なポイントですから、仲裁による、という明確かつ一義的な意図が記載されていなければなりません。

ここで時に問題となるのが、段階的条項 (multi-tier clauses) と呼ばれる合意の方法、つまり、紛争が生じた際にいきなり仲裁に持ち込むのではなく、まずは調停手続を経てから仲裁手続に移行するなど、仲裁手続を開始する前に前提条件を課す合意の方法です。シンガポール法では、こうした段階的条項も効力は認められますが、前提条件を充たしたか否かわかりにくく、問題となりえます。結果として、仲裁で有利な判断を得ても、その後に、前提条件をみたしていないので無効だ、とされるおそれがあり、注意が必要です。

このように、契約時から、紛争になった場合の具体的な解決方法・効果まで考えておくことが重要です。

### (2) 仲裁人の選定

仲裁判断をする仲裁人の人数、また誰を仲裁人にするかは、当事者が自由に合意することができます。こうした合意がない場合、シンガポールでは、原則として1名の仲裁人が選任されますが、SIAC書記官の判断により3名の合議とすることもできます。

なお、当事者の合意、または合意がないことに

より仲裁人が1名の場合、当事者がその1名を共同指名したことを承認しなければなりません。もし共同指名ができない場合、SIAC所長(President)により選定されます。

仲裁人を3名にする場合、まず、当事者がそれぞれ1名ずつの仲裁人を指名し、合議の長となる3人目については、両当事者の合意か、合意ができない場合は所長が選定します。

シンガポールでは仲裁人には国籍要件もありません。この点、とくに3名の合議での仲裁について、コミュニケーションの問題からか、日系企業であれば日本人の仲裁人を、と要望されることもあります。勿論、自身が選ぶ1名については当事者自身で選任すればよいのですが、3名での仲裁では、重要なのは、自身の選任した仲裁人が、仲裁人3名の中でもきちんと専門性と影響力を発揮することにもあり、必ずしもその仲裁人とのコミュニケーションにこだわることもないように思います。

なお、仲裁人の独立性は重要ですから、仲裁人の独立性について正当な疑いを生じさせる状況があれば、速やかに開示しなければなりません。

(3) 証拠調べ手続、証拠開示・ディスカバリー  
仲裁判断のための証拠調べ、証拠の扱いや判断は、仲裁人による仲裁廷の広い裁量によって進められます。また、仲裁に当たり、相手方の証拠開示が認められますが、米国での訴訟において認められるような極めて広い証拠開示までは否定されるのが通常です。

また、シンガポール法では、仲裁人は一般的な守秘義務を負っています。当事者は、一般的な守秘義務を負いませんが、証拠開示において仲裁以外の目的で使用しないという黙示の誓約を負いますし、また、SIAC規則では、当事者の情報を開示せず仲裁判断をすることができますので、事実上当事者も守秘義務を負うことになりえます。

弁護士との秘匿特権についても、シンガポールの一般法により認められます。

#### (4) 簡易仲裁手続・緊急仲裁手続

仲裁の長期化・高額化に対する配慮として、シ

ンガポールでは、仲裁の簡易手続・緊急仲裁手続の制度が定められています。

簡易手続とは、紛争の合計額が500万シンガポールドルを超えず、当事者の合意があり、緊急性が高い事案について、簡易手続により、原則6ヶ月以内に仲裁判断する制度です。

また、緊急仲裁制度とは、仲裁廷が構成される前に、緊急仲裁人を選任し、現状を保全するなどの暫定的措置をとる制度です。

## 5 終わりに

ビジネスのグローバル化が進む中、日系企業もまた国際紛争に巻き込まれることも多くなってきています。そのようなとき、新興国ではリスクはつきもの、として諦めるのではなく、きちんと紛争を解決できることが求められます。そのために、国際仲裁の重要性は増す一方です。また、国際仲裁について理解し、仲裁条項を通じて備えておくことが、結局は相手方への牽制となることもあります。

また、シンガポールは、今後もアジアにおける紛争解決センターとしての地位を強化していくことが見込まれます。たとえば、まだ構想段階ではありますが、現在、シンガポールにおいて、国際商事紛争に特化した国際商事裁判所を設立する構想も進んでいます。

こうした国際紛争解決手段や、シンガポールにおける紛争解決機能の重要性を理解することも、日系企業がアジアへの進出・展開を加速する上で重要なポイントとなるでしょう。

### 執筆者氏名

大塚 周平 (おおつか しゅうへい)

### 経 歴

ラジャ・タン法律事務所 日本法弁護士、ニューヨーク州法弁護士  
日本国検察官として勤務した後、外資監査法人系リスク管理  
コンサルティングファームにおいて、多くの日本企業において海外  
事業管理・リスク管理支援に従事。

ラジャ・タン法律事務所では、ASEAN全域における贈収賄、  
独禁法をはじめとしたレギュレーション対応・当局対応、企業内  
外の不正対応・危機管理、国際仲裁による紛争解決から、日本  
企業の当地進出支援及び一般企業法務に携わる。

日本法弁護士、ニューヨーク州弁護士、日本公認会計士協会準会  
員(公認会計士試験合格者)。東京大学法学部、コロンビア大学ロース  
クール(LLM)、ロンドン大学UCL大学院(LLM)、INSEAD(EMBA)各卒  
業。shuhei.otsuka@rajahtann.com

### 日本の食文化「焼肉」を世界に

YAKINIQUEST PTE LTD  
Managing Director

石田 傑



筆者はいち焼肉好きとしてこれまで15年以上に渡り年間延べ100軒以上(最高180軒)の焼肉店を北海道から沖縄まで、さらには海外でも食べ歩き、その延長で焼肉関係の著書も数冊上梓する機会に恵まれた。この体験をベースに、ここではシンガポールにおける和牛そして焼肉事情について書かせていただこうと思う。

#### 世界で人気の「和牛」

美食の街ニューヨークの星付きレストランを始め、世界中の高級店で取り扱われている「和牛」。日本国内を大きく飛び越え、今や世界中のグルメがこぞって絶賛する食材の一つとなっている。

もともと和牛とは、日本国内で生産している4種の肉牛の総称だ。最も有名なのは「黒毛和種」で、きめ細かで霜降りになりやすい肉質が特徴。牛肉の味は血統、餌、育て方、肥育期間などによって決まるが、滑らかな食感やとろけるような脂の甘さは和牛ならではのものといえる。

#### シンガポールの和牛事情

宗教上の理由で牛肉を食べない人が一定数いるにも関わらず、シンガポール国内の牛肉消費量はじわじわと増えてきている。それに伴い日本からの和牛の輸入も着実に増加している。日本食レストランや高級スーパーに和牛が置かれているのもよく見るようになった。

一方、日本人にとって少し不思議に感じるのは「Wagyu」と表記された牛肉-多くはオーストラリア産やアメリカ産-ではないだろうか。これらの多くは、日本の和牛種の種を元に外国で肥育された牛で、純血をうたうものもあるが別の品種と掛け合わされたものも多い。また、餌や肥育方法も日本とは違うので「和牛」だと思って口にすると少々違和感を感じられるかもしれない。

日本国内では農林水産省のガイドラインにより、たとえ純血の和牛種であっても海外で肥育されたものは「和牛」と呼ばないことになっている。また同じ和牛でも松阪牛に代表されるようなブラ

表1

表1. シンガポールにおける牛肉輸入

	2007	2008	2009	2010	2011	2012(1-10月)
輸入総量 (トン)	20,966	21,758	22,963	24,070	27,057	22,488
伸び率 (%)	19.8	3.8	5.5	4.8	12.4	1.6
日本からの輸入額 (100万USドル)	-	-	1.7	1.4	3.7	4.3

2012年度主要国・地域における流通構造調査 ==牛肉編== (JETRO) より抜粋

\*牛肉はシンガポール国内では生産されていないので輸入量≒消費量と考えられる

\*\*日本からの輸入のうち和牛の割合は不明 (大半は和牛と思われる)

\*\*\*2001年9月～2009年4月まではBSE、2010年4月～10月までは口蹄疫により日本からの牛肉輸入が禁止されていた

ンドがあり、これらには生産地や等級など細かな条件が設定されている。しかしこのルールは海外では適用されないため、「Wagyu」や「KOBE」といった文字がそこかしこで散見されるという現状がある。

写真1



### シンガポールとASEANの焼肉事情

さて、このように人気のある牛肉だが、気軽に楽しめる食べ方はなんといっても焼肉だろう。シンガポールでも古くからあるコリアンBBQに加えて、特にここ4-5年ほどで日本式の焼肉店が増え選択肢が広がってきている。傾向としてコリアンBBQはブッフエスタイルなどリーズナブルさを売りにした業態が多い一方、日本式では肉質を前面に出しているところが目立つ。シチュエーションによって使い分けているという方も多いだろう。

焼肉店増加の傾向はASEAN諸国でも同様で、フィリピン、タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、ミャンマーなどでも日本式焼肉店が少しずつ増え始めている。

### 日本式焼肉とコリアンBBQ

ところでこの「日本式焼肉」という言葉は、実は日本国内ではあまり聞かれない。日本ではコリアンBBQ店でも日本式焼肉店でも相互に影響を受け合っているところが多いこともあり、敢えてその違いを明確にしていない店が一般的だと思う。そもそも日本人でも「焼肉は韓国オリジナル」と思っ

ている方は多いのではないだろうか。しかし研究者によれば客が焼くスタイルの焼肉店は日本発祥だという説もある。もちろん古くから肉の流通や提供に深く関わっていた在日韓国人の方々無しには、今日のような焼肉人気はなかったのは間違いないが、日本で産声をあげた焼肉は素材の良さへのこだわり・盛り付けの美しさ・タレだけでない味付けのバリエーションなど和食文化の要素を自然に取り込みながら発展してきたのだ。結果、海外においては日本式とコリアンスタイルの違いは、よりはっきりと認識されるものになったのではないだろうか。

### 日本の焼肉を世界に

日本式の焼肉では様々な部位がメニューにあることも特徴だが、個人的にはこれは隔々まで美味しく頂けるほど味が良い和牛だからこそ可能なことだと思っている。牛肉の芸術品といわれる和牛、そして日本式焼肉という素晴らしい日本文化が、シンガポールを起点として世界中に広がって行くことを願わずにはいられない。弊社では現在シンガポールに焼肉店をオープンする準備をしているが、微力ながらこの焼肉文化の普及に関わって行きたいと考えている。

#### 執筆者氏名

石田 傑 (いしだ すぐる)

#### 経 歴

1972年 東京都生れ。

1996年 早稲田大学教育学部卒業

同年 株式会社博報堂入社。

2007年に退社し、株式会社食レコを設立。

2013年 YAKINIQUEST PTE LTDを設立。現在シンガポールにて焼肉店の開店準備中。

# JCCI 8月 JCCIイベント写真

8月8日

第1・第2・第3工業部会、観光・流通・サービス部会共催  
インドネシア・バタム島のノングサ開発地域視察会



8月19日

第2工業部会・ケミカル会 共催  
講演会・懇親会



### 《「日本シンガポール協会コーラス部」へのお誘い》

この度「日本シンガポール協会コーラス部」が発足しました。

メンバーの多くはシンガポール駐在の経験があり、在星時は合唱を通じて地域との交流活動などに努めてきました。駐在を終えて帰国した仲間とその知り合いなどと共に2008年に混声合唱団JCT (JSA Chorus Tokyo) を結成し、合唱活動を再開しました。今年の9月から「日本シンガポール協会コーラス部」として再スタートしました。

JCTの大きな活動目標は2年に一度、古巣のシンガポールでジョイントコンサートを開催することです。これまでにシンガポール日本人会女声コーラスと男声コーラスとの共催で、2010年と2012年の2度に亘るジョイントコンサートを実現してきました。そして今年は11月22日の第3回ジョイントコンサート開催（於日本人会館）を目標に練習に取り組んでいるところです。本誌を手にとられた方は、お気軽にご来場ください。

JCTは「楽しく・仲良く・美しく」をモットーに、歌って楽しい、聴く人の胸に響く演奏を今後も目指して活動していきます。中心メンバーは、シンガポール駐在経験者ですが、音楽や合唱に関心をお持ちの方でしたらどなたでも歓迎いたします。入団ご希望の方は日本シンガポール協会事務局までご連絡ください。なお練習は月に2回程度、港区や新宿区などの公共施設で行っています。



シンガポール公演 (2012年11月17日)



老人ホーム慰問 (2014年3月1日)

### ◆はい、こちらは「日本シンガポール協会」です！

「日本シンガポール協会」は1971年の設立以来、「シンガポール日本商工会議所 (JCCI)」とも密接に連携し、日本とシンガポールとの経済協力、文化交流を深めるための活動をボランティア・ベースで行っています。シンガポールとの関係、交流を深めるため、ご帰国されましたら、あるいは今から協会の活動にご参加されませんか。ご入会を心からお待ちしております。連絡先は右記のとおりです。(2013年1月に、事務所は港区赤坂より港区芝に引っ越しました)

一般社団法人 日本シンガポール協会  
〒108-0014 東京都港区芝4-7-6 芝ビルディング308  
電話：03-6435-3600 FAX：03-6435-3602  
E-mail：singaaso@singaaso.or.jp  
ホームページ：http://www.singaaso.or.jp/



シンガポール日本商工会議所  
事務局便り

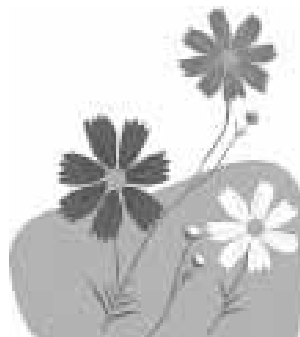
◀ 8月度 活動報告 ▶

8月8日に第1、第2、第3工業部会、観光・流通・サービス部会共催インドネシア・バタム島のカビル工業団地及びロングサ開発地域の視察会を行いました。今回の視察会は大変貴重な機会です。KS Distribution Pte. Ltd.の岩武様始めとするバタム島の方々に大変お世話になりました。参加者の皆様よりとても楽しくまた有意義な一日を過ごせたとフィードバックをいただきました。

8月19日のケミカル会・第二工業部会共催による講演会は、参加枠を全部会に広げたこともあり、96名の方にご参加いただきました。三井化学相談役である田中氏の講演会は、業績悪化や自社工場の爆発等が起こる中で、社長としてどういった対応や決断をしてきたか、ご自身の経験に基づく非常に興味深い内容でした。講演会後には懇親会も行われ、皆様和やかにご歓談されていました。

◀ 9月度 行事予定 ▶ ※予定は事情により変更・追加されることがございます。

開催日	開催区分	イベント名	時間・場所
9月2日（火）	部会	第一工業部会 懇親ゴルフ	12:45-16:00 Tanah Merah CC
9月4日（木）	委員会	9月広報委員会	12:30-14:00 York Hotel
9月9日（火）	理事会	9月度運営担当理事会 第531回理事会	11:30-12:15 12:15-14:00 日本人会
9月10日（水）	委員会	8部会合同 シンガポールのスポーツハブ・ナショナルスタジアム 視察会及び懇親会	15:30-17:15 Singapore Sports Hub
9月26日（金）	委員会	9月度会員講演会 ミャンマーにおける日系企業のオポチュニティー（仮）	15:00-17:00 日本人会



# 月報

Sep, 2014

## 編集後記

チャンギ空港に到着して市街地まで車を走らせると、本当に緑が多く目に飛び込んできます。羽田空港から都心に向かう道中と比較するまでもなく、バンコク、クアラルンプール、ホーチミンといったASEANの周辺各都市と比較しても、まさに南国のリゾートに来た気分させられます。シンガポールは都市国家と言われ、日本のメディアで紹介されるシンガポールの風景も金融街やマリナーエリアだったりしますので、出張などで初めて来星された方から緑の多さに驚かれることも多いのではないのでしょうか。

1970年代から提唱された「ガーデンシティ（庭園都市）構想」のもと、シンガポールは国立公園局を中心に、公園建設や街路樹維持などにより緑化都市を目指して来ました。ここ最近ラッフルズシティからタンジョンバガーあたりを歩いていると、ビルそのものの緑化を目指したデザインも目立つようになってきました。

さらにシンガポールの緑化を象徴する最新の事例として挙げられるのは、2012年にオープンしたガーデンバイザベイです。ガーデンと呼ぶにはあまりにも巨大な人工物を中心に据えたこの施設は、日本を筆頭に世界中の最先端の環境技術が結集されていると聞いています。「ガーデンシティ構想」をより発展させた国家的プロジェクト「シティ・イン・ザ・ガーデン（庭園の中の都市）構想」の象徴として、都市国家と自然環境の新たな共生の形を世界に指し示しています。

本号の表紙写真は、ガーデンシティ構想下で設けられたであろう緑溢れる公園の風景です。シンガポールで忙しくされている会員の皆様も、たまには近所の公園でゆっくりと過ごされるのもいいのではないのでしょうか。

編集担当： 大友（表紙/裏表紙 写真撮影）、沼田（編集後記 執筆）



## 編集

大友 一成 HITACHI ASIA LTD  
沼田 宏光 HAKUHODO CONSULTING ASIA PACIFIC PTE LTD

## 発行

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY, SINGAPORE  
10 Shenton Way #12-04/05 MAS Building Singapore 079117  
Tel: 6221-0541 Fax: 6225-6197  
E-mail: info@jcci.org.sg  
Web: <http://www.jcci.org.sg>

## 印刷

TOH-SHI PRINTING SINGAPORE PTE LTD  
4 Ayer Rajah Crescent, Singapore 139960  
Tel: 6775-2555 Fax: 6775-1661



# WORK . PLAY . LIVE . GROW

オフィス環境こそ、ビジネス成功の秘訣

新しいビジネス拠点 Asia Square は、シンガポールの商業および交通の要衝にあるマリーナ・ベイにあり、そこに約20万平方メートルの、ゆとりある空間を創造しました。柱のない広いオフィス・スペースには、明るい自然光が注ぎ込み、窓からは豊かな海と緑が望めます。Asia Square 内部には、巨大なカフェテリアや数々の著名レストランが揃い、このエリア最大のジムも完備。ランチタイムにも、アフター5にも、困りません。また海外からのお客様は、Tower 2 内にある The Westin Singapore がご利用になれます。

シティバンク銀行、グーグル、みずほ銀行や日興アセットマネジメントなど、多くの企業グループが、Asia Square を選択されました。WORK, PLAY, LIVE, GROW, すべてがかなう場所。Asia Square へのご入居を是非ともご検討なさいませんか？

Asia Square. At the heart of Singapore's New Downtown at Marina Bay.



■ Singapore's Leading Japanese Realtor



お問い合わせは、パシフィック不動産株式会社まで。

Pacific Network (S) Pte Ltd (CEA License No. L3004395J)

Tel: 65 63720111 Email: [asiaquare@pfudosan.com.sg](mailto:asiaquare@pfudosan.com.sg) URL: [www.pfudosan.com.sg](http://www.pfudosan.com.sg)

■ [thehumanbuilding.com](http://thehumanbuilding.com)

■ Asia Square Tower 1, 8 Marina View, Singapore 018960

■ Asia Square Tower 2, 12 Marina View, Singapore 018961

